

第1 審議会の結論

地方独立行政法人である和歌山県立医科大学(以下「実施機関」という。)は、平成27年7月31日付け和医大危第13号で異議申立人へ対し行った保有個人情報非開示決定(以下「本件処分」という。)を取り消し、別紙のとおり部分開示決定をすべきである。

第2 異議申立てに係る経緯

本件異議申立てに至る経過は、以下のとおりである。

1 開示請求

異議申立人は、和歌山県個人情報保護条例(平成14年和歌山県条例第66号。以下「条例」という。)第16条第1項に基づき、実施機関に対し、平成27年7月24日付けで「異議申立人の亡夫の調査におけるヒアリングの結果の元となった内容の開示をもとめたい。」とする保有個人情報の開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。

2 本件処分

実施機関は、本件開示請求について、条例第18条第2号本文(開示請求者以外の個人に関する情報)及び同条第5号(審議検討等情報)に該当する非開示情報であるとし、本件処分を行った。

3 異議申立て

異議申立人は、平成27年8月24日付けで、行政不服審査法(昭和26年法律第68号)による改正前の行政不服審査法第4条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容要旨

1 異議申立ての趣旨

非開示とした決定を取り消すとの決定を求める。

2 異議申立ての理由等

異議申立人が、異議申立書及び審議会における意見の陳述により、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね以下のとおりである。

なお、異議申立人は、意見書の提出を行わなかった。

(1) 開示請求の主旨

実施機関が立ち上げた調査委員会から、異議申立人の亡夫の自殺原因について、実施機関の組織上の問題点を調査した調査結果報告書の提供を受けたが、当該報告書の内容には納得できない。加えて、当該報告書に記載されている情報以外に隠されている情報があるのではないかとの疑念がある。このため、当該報告書を作成するための元となった異議申立人の亡夫の所属における全職員からの聞き取り調査の資料の開示を求めたものである。

(2) 条例第18条第2号本文（開示請求者以外の個人に関する情報）について

本件開示請求は、異議申立人の亡夫の勤務状況並びに自殺原因につき、同僚及び上司が発言したものであり、条例第18条第2号ア「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当するものであるため、同条第2号本文から除かれるものである。

また、仮に、本件開示請求が同条第2号アに該当する情報ではなくとも、発言者の氏名を不開示とする等により、個人識別を回避した上で部分開示決定が可能である。

(3) 条例第18条第5号（審議検討等情報）について

本件開示請求は、異議申立人の亡夫の勤務状況並びに自殺原因につき、同僚及び上司から聞き取ったものであり、これを開示することにより、発言者あるいは他の特定の者に対し不利益を及ぼすものではない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の保有個人情報非開示決定通知書、理由説明書及び審議会における意見の陳述並びに補足資料によって主張する内容を要約すると、おおむね以下のとおりである。

1 本件異議申立ての背景と本件開示請求の特定について

平成27年に実施機関の職員である異議申立人の夫が自殺するという事案（以下「本事案」という。）が発生したことに伴い、本事案について、実施機関の組織上の問題点の有無を確認するため、実施機関内に外部委員を含む3人体制による調査委員会を設置の上、調査を実施した。そして、本調査の一環として、実施機関のうち、異議申立人の亡夫の所属における全職員に対し、口頭にて「この場における発言は任意であり、この場限りのものとし、加えて、発言内容は他言しない。」と示した上で、個別に自由発言を求めた聞き取り調査を行っている。

実施機関は、本件開示請求をこの聞き取り調査の際に作成された聞き取り調査記録であると特定した。当該聞き取り調査記録には、各発言者の氏名及び役職並びに所属、各発言者の発言内容が記載されており、当該発言内容は、調査委員会により分類され、項目分けがなされている。

なお、本調査の完了後、調査委員会から異議申立人へ別途とりまとめた資料を調査結果報告書として提供している。

2 非開示情報について

(1) 条例第18条第2号本文（開示請求者以外の個人に関する情報）について

ア 各発言者の氏名及び役職並びに所属について

本件開示請求における各発言者の氏名及び役職並びに所属は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものとして、条例第18条第2号本文に該当する非開示情報である。

また、実施機関において、職員の氏名及び役職並びに所属等を記載した職員名簿等を実施機関外に販売又は配布等している事実はなく、これらの情報は一般的に第三者が知り得

ない情報である。よって、同条第2号本文の非開示情報から除かれる同条第2号ア「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」には該当しない。

イ 各発言者の発言内容について

本件開示請求における各発言者の発言内容は、その内容によっては発言者が特定されることとなる情報である。加えて、各発言者の発言内容には、異議申立人の亡夫の所属における組織機構、組織運営、人事配置に関する具体的な意見、上司及び同僚並びに部下への評価に係る意見等の率直な発言が含まれる。これらの発言は、発言者個人の人格に密接に関係するものであり、個人を識別できない形であっても、開示することにより、発言者の権利利益を侵害するおそれがある情報である。このことから、各発言者の発言内容は、条例第18条第2号本文に該当する非開示情報である。

また、各発言者の発言内容は、公知の事実ではなく、加えて、異議申立人へ知らせること等は予定していないことから、同条第2号本文から除かれる同条第2号ア「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」には該当しない。

ウ 発言内容に係る項目について

本件開示請求のうち、各発言者の発言内容は、聞き取り調査時に発言者の自由発言を受け、調査委員会が当該発言を項目に分けた上で記載がなされている。当該項目については、各発言者の発言内容を集約したものであるため発言内容の一部である。また、発言者から発言があった場合はその発言を記載し、発言がなかった場合は何も記載していないため、当該項目を開示した場合、各項目における発言の有無が了知され、発言者の権利利益を侵害するおそれがある。よって、発言内容に係る項目については、条例第18条第2号本文に該当する非開示情報である。

(2) 条例第18条第5号（審議検討等情報）及び同条第6号（事

務事業情報) について

本件開示請求を開示すると、今後、本事案の追加審議の必要が生じた場合や本事案と同じような審議が行われた場合に、調査委員会等において率直な意見交換ができないという事態に陥り、正しい意思決定ができなくなるおそれがある。また、本件開示請求は、他言しないとの条件に基づいて各員から聞取りを行った情報であるため、これを開示することとなると実施機関内外に混乱を生じさせることとなる。加えて、本件開示請求には、実施機関における組織機構、組織運営、人事配置に関する具体的な意見、上司及び同僚並びに部下に対する評価に係る意見等が含まれている。このような情報を開示すると、一部の者に不当な利益又は不利益を与えることとなる。

このことから、本件開示請求は条例第18条第5号に該当する非開示情報である。

なお、同様の理由で同条第6号に該当する余地もあると思われる。

(3) 本件処分について

異議申立人の亡夫の所属は、実施機関の中でも特殊技術を要するものであり、極めて専門性が高く、その特殊性から各員の知見範囲も限られたものとなり、発言内容によっては発言者が特定されるため、発言者の氏名及び役職等を非開示としたところで、発言内容から発言者の特定は容易になされるものである。このことから、本件処分にあたっては、非開示情報の範囲を広げて判断を行う必要があると考えた。

また、本件開示請求には、実施機関における組織機構、組織運営、人事配置に関する具体的な意見、上司及び同僚並びに部下に対する評価に係る意見等の非開示情報が網羅的に記載されており、それらを部分的に開示及び非開示とする検討は難を極める。このため、本件処分にあたっては、本件開示請求を不可分一体のものとして捉え、本件開示請求の全体を非開示情報と考えた。

よって、実施機関は、本件開示請求の全部を非開示とする本件処分を行った。

第5 審議会の判断

当審議会は、本件処分の当否につき審議した結果、次のとおり判断する。

1 条例第18条第2号本文（開示請求者以外の個人に関する情報）について

(1) 各発言者の氏名及び役職について

各発言者の氏名及び役職については、特定の個人を識別することができる情報であると認められる。また、実施機関において、職員の氏名及び役職等を記載した職員名簿等を実施機関外に販売又は配布等している事実はなく、これらの情報は一般的に第三者が知り得ない情報であることから、条例第18条第2号本文から除かれる同条第2号ア「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」には該当しないと主張する主張に不合理な点はない。

加えて、各発言者は実施機関の職員であるが、聞き取り調査時における発言は、本事案に係る聞き取り内容であるため、職務の遂行に直接関係するものではない。このことから、同条第2号本文から除かれる同条第2号イ「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」にも該当しない。

よって、各発言者の氏名及び役職を同条第2号本文に該当する非開示情報であるとした実施機関の判断は妥当である。

(2) 各発言者の所属について

各発言者の所属について、各発言者の氏名及び役職と同様に、実施機関は特定の個人を識別することができる情報であると主張しているが、所属には複数名の職員が在籍していること、前述のとおり各発言者の氏名及び役職は非開示情報とする

ことを踏まえると、所属から特定の個人を識別することまではできないと言うべきである。

よって、本件開示請求の各発言者の所属を条例第18条第2号本文に該当する非開示情報であるとした実施機関の判断は妥当ではなく、開示すべきである。

(3) 各発言者の発言内容について

実施機関は、各発言者の発言内容について、その内容によっては発言者が特定されることとなる情報であり、かつ、各発言者の率直な発言が含まれていることから条例第18条第2号本文に該当する非開示情報であると主張し、さらに、本件開示請求における各発言者の発言内容は、公知の事実ではなく、また、異議申立人へ知らせること等は予定していないことから、同条第2号本文から除かれる同条第2号アには該当しないと主張している。一方、異議申立人は、同条第2号アに該当するものであるため、同条第2号本文の非開示情報からは除かれるものであると主張している。

このことについて、実施機関における調査委員会から異議申立人に提供された調査結果報告書を審議会が見分したところ、本件開示請求における各発言者の発言内容を集約した形で、聞取り調査結果として当該報告書中に記載があることが確認できた。このことから、本件開示請求の各発言者の発言内容のうち、聞取り調査結果として調査結果報告書に記載されていない部分については、その内容によっては発言者が特定されることとなる情報であり、かつ、各発言者の率直な発言が含まれていることから同条第2号本文に該当する非開示情報であると認められる。しかし、聞取り調査結果として当該報告書に記載されている客観的事実に関する部分については、異議申立人が既に知っている情報であると認められるため、同条第2号ア「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当するものであり、同条第2号本文の非開示情報には該当しないものである。

よって、各発言者の発言内容すべてを同条第2号本文に該当する非開示情報であるとした実施機関の判断は妥当ではなく、聞取り調査結果として調査結果報告書に記載されている客観的事実に関する部分については、同条第2号アに該当するものとして開示すべきである。

なお、聞取り調査結果として調査結果報告書に記載されている部分には、調査委員会の本事案に係る評価や所見等が含まれているが、これは特定の発言者の本事案に係る評価等とは別個の情報であると認められる。いわゆる、聞取り調査結果として当該報告書に記載されている調査委員会の本事案に係る評価等と同じ評価等を特定の発言者が有していたとしても、当該特定の発言者が有している本事案に係る評価等は、当該個人の人格に密接に関連するものであり、調査委員会の本事案に係る評価等とは直接関係のないものであることから、同条第2号アには該当しないものとして取り扱うべきである。

よって、各発言者の発言内容のうち、本事案に係る評価等の部分は、個人の人格に密接に関連する部分であり、開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、同条第2号本文に該当する非開示情報であると認められる。

(4) 発言内容に係る項目について

実施機関は、発言内容に係る項目は各発言者の発言内容を集約したものであるため発言内容の一部であると主張し、各発言者の発言内容と同様に条例第18条第2号本文に該当する非開示情報であるとしているが、審議会が本件開示請求である聞取り調査記録を見分するに、当該項目から特定の個人を識別するに至ることは考えられない。加えて、実施機関は、当該項目を開示すると、各発言者の項目における発言の有無が了知されると主張するが、項目における発言の有無が了知されたからといって、発言者の権利利益を侵害するおそれがあるとは認め難い。

よって、発言内容に係る項目を同条第2号本文に該当する非開示情報であるとした実施機関の判断は妥当ではなく、発言内容に係る項目については、開示すべきである。

2 条例第18条第5号（審議検討等情報）及び同条第6号（事務事業情報）について

実施機関は、本件開示請求を開示することにより、今後、本事案の追加審議の必要が生じた場合や本事案と同じような審議が行われた場合に、調査委員会等における率直な意見交換ができないという事態に陥り、正しい意思決定ができなくなるおそれがある等と主張している。しかしながら、本件においては、調査委員会の審議における意思決定に支障が生じるというより、むしろ、聞取り調査という事務の遂行において、発言者からの率直な意見の発露が抑制されるという支障が生じるものであると認められる。このことから、条例第18条第5号ではなく、開示することにより、事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報として同条第6号を該当させることが相応であると考えられる。

このことについて、同条第5号ではなく、同条第6号への該当性を検討すると、前述の第5の1、（2）及び（3）並びに（4）において開示すべきであると示した情報については、異議申立人が主張するように、発言者あるいは他の特定の者に対し不利益を及ぼすものではなく、開示することにより、事務又は事業に支障が生じるものであるとは認められないため、同条第6号には該当しないと認められる。

よって、本件開示請求を同条第5号に該当する非開示情報であるとした実施機関の判断は妥当ではなく、本件開示請求のうち、前述で開示すべきであると示した情報以外の情報を同条第6号に該当する非開示情報であるとし、前述で開示すべきであると示した情報については、開示すべきである。

3 本件処分について

実施機関は、発言内容から発言者の特定は容易になされるこ

と、部分的に開示及び非開示とする検討は難を極めることにより全部を非開示とする判断をしたと主張しているが、異議申立人が主張するように本件開示請求の部分開示決定は可能であると認められる。

以上により、実施機関が条例第18条第2号本文及び同条第5号に該当として全部非開示とした本件処分を取り消し、別紙のとおり、同条第2号本文及び同条第6号に該当する各発言者の氏名及び役職の部分、各発言者の発言内容のうち、聞き取り調査結果として調査結果報告書に記載されていない部分は非開示とし、各発言者の所属の部分、各発言者の発言内容のうち、聞き取り調査結果として調査結果報告書に記載されている部分、発言内容に係る項目の部分については、開示すべきである。

4 結論

以上により、当審議会は、本件処分に関し「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第6 答申に至る経過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成27年 8月26日	○諮問（実施機関）
平成27年 9月18日	○実施機関から理由説明書を受理
平成28年 5月20日	○審議
平成28年 6月10日	○実施機関の意見陳述
平成28年 6月23日	○実施機関から補足資料を受理
平成28年 7月22日	○異議申立人の意見陳述

平成 2 8 年 8 月 2 4 日	○ 審 議
平成 2 8 年 9 月 2 8 日	○ 審 議
平成 2 8 年 1 0 月 2 1 日	○ 審 議
平成 2 8 年 1 1 月 1 8 日	○ 審 議
平成 2 8 年 1 2 月 1 6 日	○ 審 議

【別紙】

開示すべき部分	頁	段	列	部分
各発言者の所属の部分	3	—	1	全部
	6	—	1	全部
各発言者の発言内容のうち、聞き取り調査結果として調査結果報告書に記載されている部分	1	2	5	・ 1 行目の 1 文字目から 7 文字目
			8	・ 3 行目の 1 文字目から 4 文字目
			9	・ 4 行目の 1 文字目から 5 文字目 ・ 5 行目の 1 0 文字目から 1 2 文字目 ・ 6 行目の 1 文字目
			1 0	・ 4 行目の 1 文字目から 6 文字目
			1 1	・ 1 行目の 1 文字目から 4 文字目
			1 2	・ 5 行目の 1 文字目から 4 文字目
			6	4
	7	・ 1 行目の全部 ・ 2 行目の全部 ・ 3 行目の 1 文字目		
	9	・ 1 行目の 1 文字目から 4 文字目		
	1 5	・ 4 行目の 1 8 文字目から 2 1 文字目		
	7	7	・ 1 行目の 5 文字目から 6 文字目 ・ 2 行目の全部	
		9	・ 1 行目の 3 文字目から 4 文字目	
		1 0	・ 1 行目の 1 文字目から 8 文字目	
		1 1	・ 3 行目の 7 文字目から 1 0 文字目	
		1 5	・ 1 0 行目の 2 文字目から 7 文字目 ・ 1 0 行目の 1 9 文字目から 2 0 文字目 ・ 1 0 行目の 2 5 文字目 ・ 1 1 行目の 1 文字目	
	8	8	6	・ 1 行目の 1 文字目から 2 文字目

		9	4	・ 1 行目の 1 文字目から 5 文字目
	2	1	4	・ 1 行目の 1 0 文字目から 1 1 文字目 ・ 2 行目の 1 文字目から 7 文字目
			5	・ 1 行目の 7 文字目から 9 文字目
			6	・ 1 行目の 7 文字目 ・ 2 行目の全部
			7	・ 1 行目の全部 ・ 2 行目の 1 文字目 ・ 4 行目の 1 文字目から 5 文字目
			9	・ 1 行目の 1 文字目から 4 文字目 ・ 4 行目の 5 文字目から 8 文字目
			1 0	・ 1 行目の 1 文字目から 3 文字目 ・ 4 行目の 1 文字目から 6 文字目
			1 1	・ 7 行目の 1 0 文字目から 1 1 文字目 ・ 9 行目の 1 1 文字目 ・ 1 0 行目の 1 文字目から 6 文字目
			1 4	・ 1 行目から 4 行目の全部
			2	1 0
		3		6
	9			・ 2 行目の 6 文字目から 1 3 文字目 ・ 3 行目の 1 文字目から 2 文字目
	1 0			・ 1 行目の 1 文字目から 4 文字目 ・ 2 行目の 4 文字目から 7 文字目 ・ 5 行目の 1 文字目から 4 文字目
	1 5			・ 3 行目の 2 4 文字目から 2 5 文字目 ・ 4 行目の 1 文字目から 2 文字目 ・ 8 行目の 1 8 文字目から 2 1 文字目 ・ 1 0 行目の 3 文字目から 6 文字目

			<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 2 行目の 2 5 文字目から 2 7 文字目 ・ 1 3 行目の 1 文字目 	
		4	9	・ 4 行目の 3 文字目から 1 2 文字目
			1 2	・ 6 行目の 1 文字目から 1 0 文字目
		5	4	・ 6 行目の 1 文字目から 4 文字目
			9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5 行目の 1 2 文字目 ・ 6 行目の 1 文字目から 9 文字目
		3	1	4
	5			・ 1 行目の 1 0 文字目から 1 1 文字目
	6			・ 1 行目の 1 文字目から 4 文字目
	1 0			・ 1 行目の 1 文字目から 5 文字目
	1 5			<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 2 行目の 1 0 文字目から 1 3 文字目 ・ 1 4 行目の 5 文字目から 8 文字目
	4		6	・ 1 行目の 1 文字目から 4 文字目
			1 0	・ 1 行目の 1 文字目から 6 文字目
	5		8	・ 1 行目の 1 文字目から 6 文字目
			1 0	・ 1 行目の 1 文字目から 3 文字目
			1 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 行目の 1 文字目から 4 文字目 ・ 2 行目の 4 文字目から 7 文字目
			1 2	・ 5 行目の 1 文字目から 5 文字目
	7		6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 行目の 1 文字目から 5 文字目 ・ 4 行目の 3 文字目から 6 文字目
			1 2	・ 4 行目の 8 文字目から 1 1 文字目
			1 5	・ 1 0 行目の 1 6 文字目から 2 1 文字目
	4		1	4
6				<ul style="list-style-type: none"> ・ 4 行目の全部 ・ 5 行目の 1 文字目
1 0				・ 1 行目の 1 文字目から 4 文字目
1 5				・ 1 2 行目の 2 文字目から 5 文字目

		2	4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 行目の 6 文字目から 1 1 文字目 ・ 4 行目の 1 文字目 ・ 5 行目の 1 文字目から 9 文字目 ・ 1 0 行目の 8 文字目から 9 文字目 	
		3	4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 行目の 2 文字目から 3 文字目 	
		4	4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5 行目の 1 文字目から 9 文字目 	
			9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 7 行目の 3 文字目から 6 文字目 	
			1 0	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 行目の 1 文字目から 8 文字目 ・ 2 行目の 5 文字目から 1 0 文字目 ・ 3 行目の 1 文字目から 5 文字目 	
		5	4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 行目の 1 文字目から 5 文字目 	
			6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 行目の 3 文字目から 6 文字目 	
			8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 行目の 1 文字目から 4 文字目 	
			1 0	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 行目の 9 文字目から 1 0 文字目 ・ 2 行目の 1 文字目 	
		7	1 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 行目の 1 文字目から 4 文字目 	
		8	5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4 行目の 8 文字目から 1 0 文字目 ・ 5 行目の 1 文字目 	
		1 0	4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 行目の 8 文字目から 1 1 文字目 ・ 4 行目の 1 文字目から 4 文字目 	
		5	6	1 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 行目の 1 文字目から 4 文字目
			9	4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 行目の 1 0 文字目から 1 1 文字目 ・ 2 行目の 1 文字目
				1 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 行目の 1 文字目から 4 文字目
		6	1	1 3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 行目の 4 文字目から 7 文字目
			2	9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 行目の 5 文字目から 8 文字目
				1 2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5 行目の 3 文字目から 6 文字目
			3	4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4 行目の 3 文字目から 6 文字目 ・ 9 行目の 8 文字目から 1 1 文字目
4	4		<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 行目の 7 文字目から 1 0 文字目 		

				<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 行目の 8 文字目から 1 1 文字目 ・ 3 行目の 1 文字目から 5 文字目
			1 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 行目の 1 文字目から 4 文字目 ・ 1 3 行目の 1 0 文字目から 1 2 文字目 ・ 1 4 行目の 1 文字目
			1 2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 行目の 1 文字目から 2 文字目 ・ 2 行目の 1 文字目から 4 文字目 ・ 6 行目の 1 文字目から 4 文字目 ・ 1 0 行目の 3 文字目から 6 文字目
発言内容に係る項目の部分	1	1	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全部
			2	
			3	
			4	
			5	
			6	
			7	
			8	
			9	
			1 0	
			1 1	
			1 2	
			1 3	
			1 4	
			1 5	